

◀訪問看護ステーションの請求事務担当者様は御確認願います。▶

国保連合会だより



NO. 2022-訪-5

令和 4年 10月 18日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁5580にお掛けください。)

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会



1. 「後期高齢者窓口負担割合の2割化に伴う外来レセプトの計算事例」

『令和4年度9月15日付け国保連合会だより』にてお知らせしたとおり、計算事例を以下の場所に掲示しておりますので、再周知いたします。

静岡県国民健康保険団体連合会 Shizuoka National Health Insurance Organization

サイト内検索

アクセス

一般の皆様へ

保険医療機関・
薬局等の皆様へ
(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護)

特定健診等
実施機関の皆様へ

介護保険事業者
の皆様へ

障害福祉サービス
事業者の皆様へ

柔道整復施術所
の皆様へ

ホーム > 保険医療機関・薬局等の皆様へ > 後期高齢者窓口負担割合の2割化に伴う外来レセプトの計算事例等 (令和4年10月施行)

後期高齢者窓口負担割合の2割化に伴う外来レセプトの計算事例等 (令和4年10月施行)

保険医療機関・薬局等の皆様へ

医科 >

歯科 >

調剤 >

訪問看護 >

医療費助成の取扱い (こども・
母子・重度) >

出産育児一時金等の取扱い >

浜松市所在医療機関等の母子・
重度併用レセプト請求事例 >

後期高齢者窓口負担割合の2割
化に伴う外来レセプトの計算事
例等 (令和4年10月施行) >

後期高齢者窓口負担割合の2割化に伴う外来レセプトの計算事例等 (令和4年10月施行)

発行年月	内容
令和4年9月	<ul style="list-style-type: none">制度改正の概要 (PDF形式: 509KB)診療報酬明細書の計算事例 (PDF形式: 250KB) <p>※制度改正に関する参考資料 (厚生労働省公開情報) 「後期高齢者の窓口負担割合の変更等 (令和3年法律改正について)」</p>

ホームページ

①保険医療機関・薬局等の皆様へ

②後期高齢者窓口負担割合の2割化に伴う外来レセプトの
計算事例等 (令和4年10月施行)

2. 窓口負担額の計算イメージ

以下に月の窓口負担上限額をお知らせしますので、訪問看護療養費明細書作成時に参考にしてください。

①月の訪問看護療養費合計金額	②窓口負担上限額
2,000点 (20,000円)	4,000円
3,000点 (30,000円)	6,000円
4,000点 (40,000円)	7,000円
5,000点 (50,000円)	8,000円
6,000点 (60,000円)	9,000円
7,000点 (70,000円)	10,000円
8,000点 (80,000円)	11,000円
9,000点 (90,000円)	12,000円
10,000点 (100,000円)	13,000円
11,000点 (110,000円)	14,000円
12,000点 (120,000円)	15,000円
13,000点 (130,000円)	16,000円
14,000点 (140,000円)	17,000円
15,000点 (150,000円)	18,000円
16,000点 (160,000円)	18,000円
17,000点 (170,000円)	18,000円

2割負担

配慮措置対象
 1割 + 3,000円
(令和4年10月1日から
令和7年9月30日までの
経過措置)

通常の
 上限額

※1 上記「配慮措置」により、高額療養費が発生する場合、訪問看護療養費明細書の「保険負担金額欄」に窓口負担上限額の記載が必要となります。

※2 配慮措置計算 $(6,000円 + \frac{\text{医療費} - 30,000円}{10})$ を使用する場合、レセプト記載及び窓口負担額は、1円単位となります。
 上記計算式の下線部において、1円未満の端数がある場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げを行い、1円単位とします。